

公募説明会資料
(令和5年10月6日)



令和5年度「革新的医療技術研究開発推進事業 (産学官共同型)」に係る公募 (三次公募・スタートアップタイプ)について

国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)
研究開発統括推進室 基金事業課

公募説明会における注意事項

- ・今回の説明は、時間の都合上、事業概要と、公募要領の中でも特に注意すべき点について扱います。
- ・公募要領は「全て重要」な事項となりますので、説明会で触れなかった事項についても必ずご確認ください、不明な点は応募前に解消してください。
- ・説明会では、質疑を中心に進めますが、個別の課題に関するご質問に対してはお答えできないこともあります。



はじめに

現在の我が国においては、医療上の必要性、緊要性が高い場合であっても、事業性等がハードルとなり、単独の企業では取り組めない研究開発領域が存在し、また、アカデミアにおいては、保有する技術を迅速に実用化に結びつける経験が不足しているという状況があります。

そのような現状を打破するため、**複数のアカデミアと複数の企業がコンソーシアム等を構築し、国費と企業原資の研究リソースを組み合わせた**複数年にわたる幅広い産学官連携を通じて、オープンイノベーションによる**「非競争領域」における共同研究**を推進し、医療上の必要性が高く特に緊要な医薬品、医療機器等の革新的な研究開発の実現を目的とする**「革新的医療技術研究開発推進事業（産学官共同型）」（略称：AIMGAIN※）**を開始しました。

本公募においては、令和4年度を「スタートアップ創出元年」とする我が国の戦略のもと、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定）を受け、特に**スタートアップ企業を支援**するため、**新たにAIMGAINの「スタートアップタイプ」を創設**し、技術力と機動力に優れたスタートアップ企業の参画を通じて、より革新的な研究開発の実現を目指します。

本事業では、**産学官共同研究企業及びスタートアップ企業が個社又は複数社で社会実装に向けた「競争領域」の研究開発を実施できる水準の成果を得ることをゴール**としており、研究成果が多く**の知的財産や製品化等に繋がるシーズ**となることを期待します。

※略称 **AIMGAIN** (**A**lliance program for **I**nnovative **M**edical/healthcare research by **G**overnment-**A**cademia-**I**ndustry collaboration)

事業概要

革新的医療技術研究開発推進事業（産学官共同型）“AIMGAIN”

■ 目的

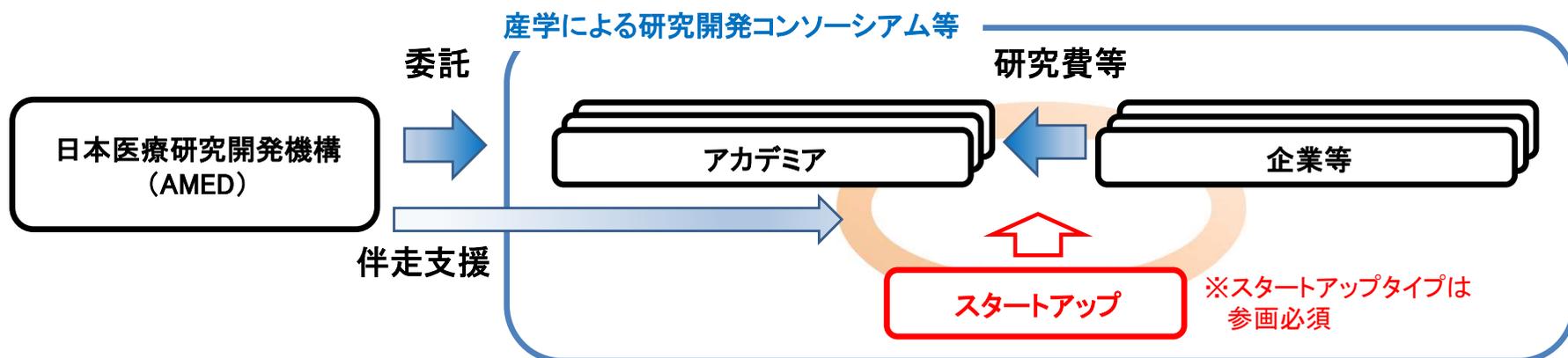
- **単独のアカデミアや企業では取り組みにくい研究開発**領域について、**複数年にわたる幅広い産学官連携**を通じたオープンイノベーションにより、医療上の必要性が高く特に緊要な医薬品、医療機器等の革新的な研究開発の実現を目指す。
- **スタートアップ企業を積極的に巻き込む**ことにより、さらなる革新的な成果を狙い、イノベーション・エコシステムを強化する。

■ 事業概要

- 産学官共同で、医療上緊要なニーズに機動的に応え、世界最高水準の医療提供に向けた革新的なアプローチを推進。
- **複数の大学等と複数企業の連携による非競争領域の共同研究**を、企業が提供するリソースとAMED委託費を組み合わせ実施。
AMEDは、基金事業により複数年の研究期間の中で、研究進捗に応じ柔軟に資金配分をするとともに、多対多の連携を効率よく進められるよう伴走支援を行う。
- スタートアップタイプは、**高い技術と機動力のあるスタートアップの参画を確保**し、更なる連携と成果の発展を目指す。

■ 期待される効果

- 産学官共同で非競争領域の研究開発を推進することで、結果的に参加機関による幅広い知財や社会実装につながる。
- 本事業での産学官共同研究が今後の連携のモデルとなり、スタートアップの振興や医療分野におけるイノベーション・エコシステムの強化につながる。



“AIMGAIN”のポイント

○複数アカデミアと複数企業の連携による「非競争領域※」の共同研究

※非競争領域：大学等と複数企業で研究開発成果に関する情報・知的財産を共有可能な研究開発領域。研究開発成果は、最終的に特許・論文として公知化される。

○AMEDからの委託費と企業から提供される「産学連携リソース※」を組み合わせて研究開発を実施

※産学連携リソース：企業が提供する、AMEDからの委託費と同額以上の研究リソース。研究開発資金や物品等の提供だけではなく、研究者の派遣、共同研究室の設置等も含む。

○AMEDからの委託費は、研究進捗に応じた柔軟な資金配分（総額の範囲内での年度を超えた増減等）が可能

○AMEDの伴走支援により産学連携を強力に推進

→ 社会実装、競争領域を意識しつつ、その前段階の「非競争領域」を産学官それぞれの力を結集し研究

→ 成果をいち早く社会へ

スタートアップタイプについて

- **AIMGAIN（スタートアップタイプ）** は、これまでの従来型とは別枠で公募を実施（三次公募として令和5年9月22日から公募を開始し、年度内の研究開始を目指す。）
- **スタートアップタイプは、スタートアップ企業が代表機関又は分担機関に参画することが条件。また、研究開始から2年目までは、産学官共同研究企業は1社のみでの連携も可能として、研究費は従来型と比較して少額での実施が可能（国費の下限は2年間で計4千万円）**
（1社以上のスタートアップ企業と1機関以上のアカデミアが、産学官共同研究企業と共同で非競争領域の研究開発を推進）
- スタートアップ企業の定義は「公募開始日において**原則設立10年以内**」
- 研究開始から2年目までは1年ごとに委託契約を締結して、きめ細やかな支援を行いつつ、研究開発の進捗状況を随時確認し継続、見直し、中止を判断（研究開始時より産学官共同研究企業が複数社参画し研究費が総額5億円以上の場合は、1年目より複数年契約が可能）
- **研究開始2年目に中間評価を実施し、継続の場合は最長5年間の研究実施が可能**
- 3年目以降は、産学官共同研究企業2社以上がコンソーシアム等に参画した多対多の連携が必須（3年目以降の国費は最長3年間で計1.5億円以上が必須）
- 産学官共同研究企業と同様に、代表機関又は分担機関として参画する**スタートアップ企業も、研究成果を社会実装に利用することが可能**
（社会実装については、個社に限定せずに複数企業が共同で実施することも可能）

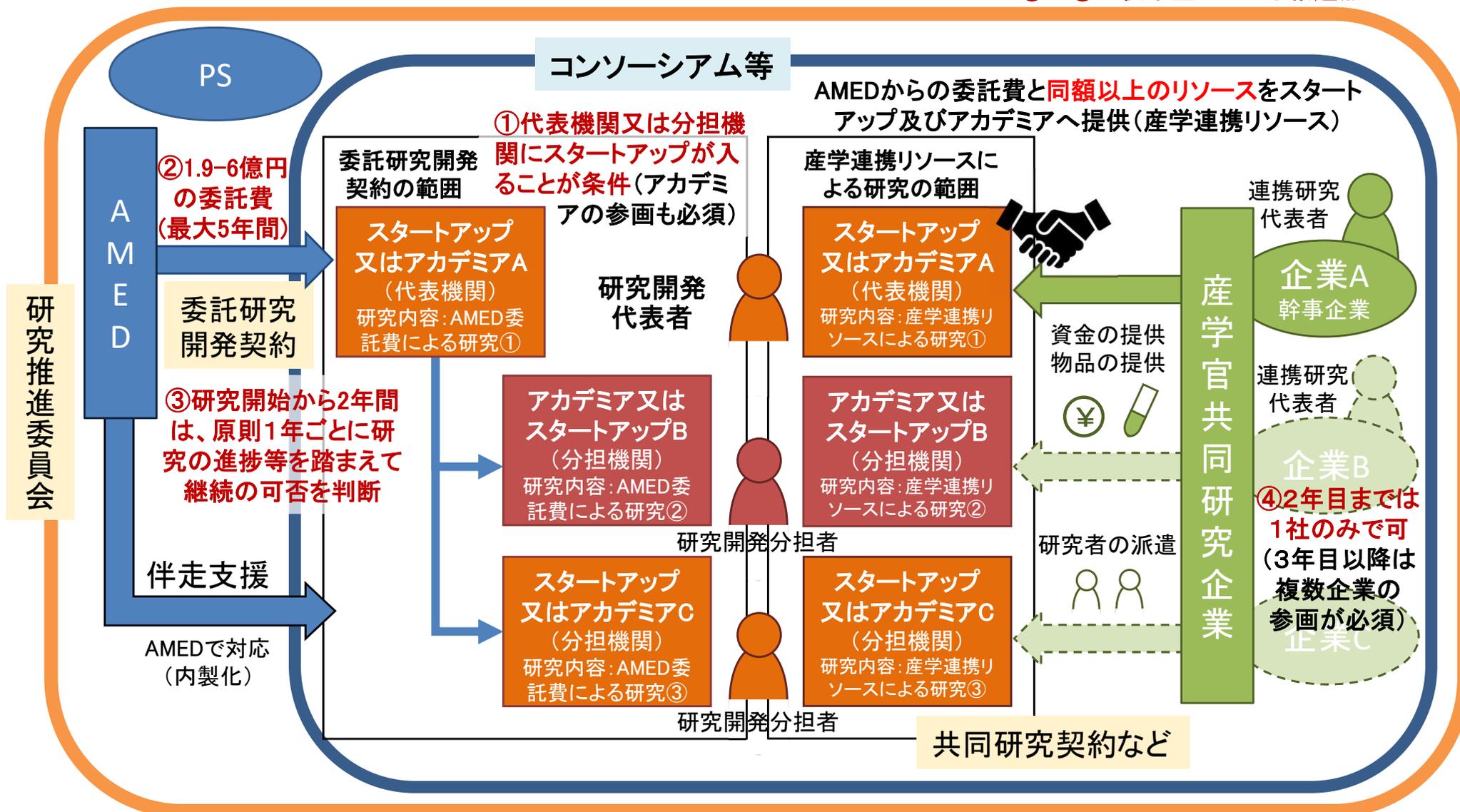
【革新的医療技術研究開発推進事業（産学官共同型）“AIMGAIN”】



AIMGAIN（スタートアップタイプ）の事業スキーム

AIMGAIN（スタートアップタイプ）：1社以上のスタートアップ企業と1機関以上のアカデミアが、産学官共同研究企業とコンソーシアム等を形成し、共同で「非競争領域」の研究開発を推進

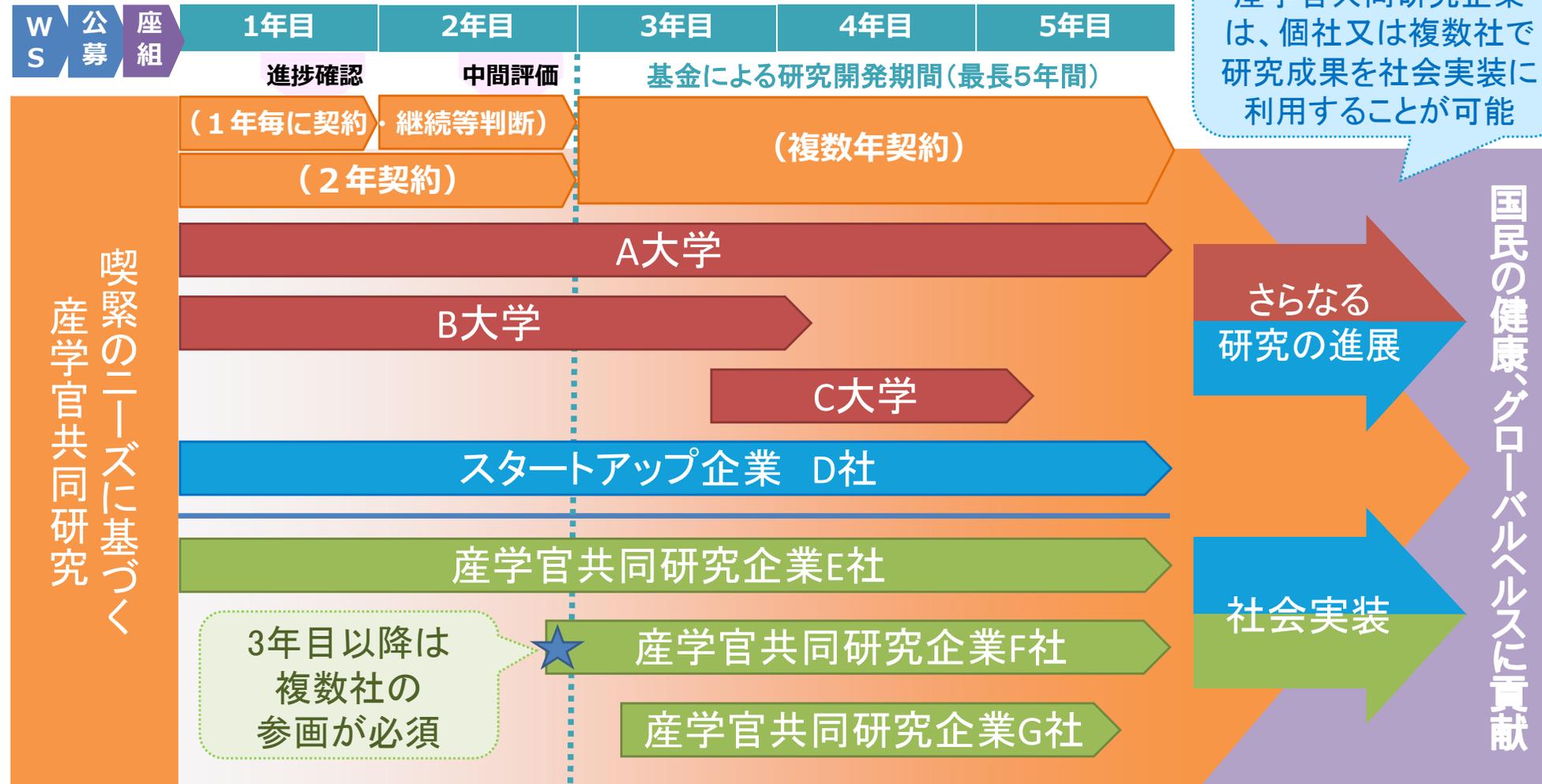
※ ①～④は従来型との主な相違点



【革新的医療技術研究開発推進事業（産学官共同型）“AIMGAIN”】



基金による事業の流れ



スタートアップ企業及び産学官共同研究企業は、個社又は複数社で研究成果を社会実装に利用することが可能

- 共同研究の進め方等については、成果の最大化のためAMEDが併走支援を行い、社会情勢等を踏まえ柔軟に対応（AMEDによる一気通貫のマネジメント）
- 2年目に中間評価を行い、研究の進捗、社会実装に向けた取組状況、3年目以降の体制整備等を厳格に評価し、継続可能となった場合は最長5年間まで基金による研究を実施（研究開始時に1年契約の場合は、PS等が研究の進捗を随時確認し、2年目の契約継続・中止等を判断）

プログラム・スーパーバイザー（PS）について



千葉 勉 氏
関西電力病院 特任院長

プログラム・スーパーバイザー(PS)は、事業全体の進捗状況や課題を把握し、事業の円滑な推進のため、必要な指導・助言等を実施

（専門等）

消化器内科

発癌のメカニズム、消化器免疫、消化器臓器の幹細胞、癌幹細胞の研究

（学会・政府等関係委員等）

日本消化器病学会、日本消化器免疫学会、日本ヘリコバクター学会会長を歴任。

厚労省医師国家試験委員、薬事食品行政審議会専門委員、難治性疾患研究評価委員長、指定難病検討委員会委員長、難病対策委員会委員長、文部科学省学術審議会専門委員、GLOBAL COE審査会委員等を歴任。

（AMED関係）

AMED研究・経営評議会 議長

医療分野研究成果展開事業(ACT-M/MS) PS

橋渡し研究プログラム 評価委員

千葉 勉 PS からのメッセージ

「革新的医療技術研究開発推進事業（産学官共同型）」は、「患者数が少ない」、「異なる業種の連携が必要」などの種々の理由から、基礎研究や創薬技術などが十分な医療開発の成果につながっていない領域に対して、産学官が連携して、画期的な医薬品・医療機器等の研究開発を行うことを目的としています。

本事業の目的は、言うまでもなく「優れた医療技術（医薬品・医療機器等）を開発して、社会に提供すること」ですが、その中でも今回公募される「スタートアップタイプ」は、特にスタートアップ企業を支援する、と言う目的がこめられています。昨今、我が国においても多くのベンチャー企業が立ち上がってきています。私自身もあるベンチャー企業のアドバイザーを務めています。皆さんとても優秀で、とても熱心で、かつ魅力的な研究開発を行っておられます。小さいですが、こうした優れた種、芽を育てていくことは、我が国の医療開発を進めるにあたって、その基礎となる極めて重要なことだと考えています。

さて、本事業のキーワードは、1) 産学官共同型であること、2) 複数のアカデミアと複数の企業がコンソーシアム等を構成すること、3) 非競争領域の研究開発を実施すること、ですが、これらの点については応募を考えておられる方々から、こうしたキーワードによる制約のために応募がしにくい、というご意見をいただけていました。今回の公募では、こうした制約（キーワード）のいくつかを緩和する方向で工夫しました。

それにつけても、本課題に公募していただくにあたって、私自身がもっとも重視している点は、何と云っても「シーズとニーズ」です。いくら研究の建て付けが整っていても、優れたシーズでないと結局優れた成果を生み出すことはできません。また、社会や医療現場でのニーズ（必要性）が高くなければ、その研究の成果は役に立たないものになってしまいます（もちろん、研究の成果が10年後、20年後に思わぬところで役立つ、ということはあることではあります）。私自身は臨床家なので、常に「この研究は本当に社会や医療現場から求められているものだろうか」という点を最も重要視しています。

それで、あえて申し上げますが、今回はこうした本筋となる「シーズとニーズ」を見失わないように対応したいと考えています。すなわち、表面的な研究体制で評価することなく、優れたシーズ、ニーズを最優先に評価したいと思います。その上で、研究開始に向けた産学連携の体制構築などについては、AMEDから支援することも考えております。

以上、是非「優れたシーズとニーズ」の課題を沢山提案していただき、将来に役立つ研究基盤を創設し、研究発展の「種」を育成していただくことを切望しています。

公募要領において 特に留意していただきたいポイント

1. 事業趣旨、応募に必要な要件

○ 事業趣旨（公募要領1.1.2等）

本事業においては、単独のアカデミアや企業では取り組みにくい領域に対して、基金による複数年にわたる「非競争領域」での幅広い産学連携を通じ、世界最高水準の医療提供に向けた革新的なアプローチを推進し、ニーズに応える医薬品、医療機器、ヘルスケア等の研究開発を推進します。さらに、技術力と機動力に優れたスタートアップ企業が参画することで、より革新的な研究開発を実現します。

○ 応募に必要な要件（公募要領1.1.2、2.2等）

- ① スタートアップ企業が代表機関又は分担機関として委託研究開発機関に参加していること。
- ② 1社以上のスタートアップ企業と1機関以上のアカデミアで構成する委託研究開発機関と複数の産学官共同研究企業により、相互連携のための取組を推進するコンソーシアム等※を設置すること。（但し、研究開始から2年目までは、産学官共同研究企業1社のみの連携も可能。）
- ③ 産学官共同研究企業は、AMEDが支援する委託研究開発費（間接経費を含む。）と同額以上の産学連携リソースを委託研究開発機関へ提供し、委託研究開発機関と連携して共同研究を実施すること。

※ コンソーシアム等が同一の資本関係にある企業（関係企業・関連会社等）のみで構成される場合は、本事業の事業趣旨である産官学共同の連携体制と見なされず、応募対象外

2. 「非競争領域」と「競争領域」、産学連携リソース

○ 「非競争領域」と「競争領域」（公募要領1.1.3等）

【非競争領域】

アカデミア、スタートアップ企業及び産学官共同研究企業で研究開発成果に関する情報・知的財産を共有可能な研究開発領域。研究開発成果は、最終的に特許・論文として公知化される。本領域の成果を企業の研究開発で利用することを妨げるものではないが、個別の製品開発に直接的に結びつく研究開発は認めない。



AIMGAINでは、「競争領域」に関わる研究開発は企業各社が行うべきものと位置づけ、その「競争領域」に進むために必要な共通の基礎的分野にあたる「非競争領域」の研究開発を支援します。また、産学官共同研究企業が提供する産学連携リソースにより行う研究開発に関しても、「非競争領域」に使用が限られることにご留意ください。

【競争領域】

AIMGAINにおける非競争領域の研究開発成果をもとに、将来的にスタートアップ企業及び産学官共同研究企業が具体的な製品の上市に向けて実施する研究開発領域。

○ 産学連携リソース（公募要領1.2.2等）

【産学連携リソース】

産学官共同研究企業が委託研究開発機関に提供する研究リソース。研究開発資金や物品等の提供だけではなく、研究者の派遣、共同研究室の設置等も含む、連携して研究開発を行う上で必要とされる研究リソースが対象。（「3.2.2 産学官共同研究企業による研究リソースの研究開発代表者および研究開発分担者への提供（産学連携リソース）」参照）

3. 応募資格者、研究開発体制

○ 応募資格者（公募要領2.1等）

本事業の応募資格者は、公募要領「2.1 応募資格者」(1)～(5)の要件を満たす大学、独法、スタートアップ企業等の**国内の研究機関等に所属し**、かつ、主たる研究場所とし、**応募に係る研究開発課題について、研究開発実施計画の策定や成果の取りまとめなどの責任を担う研究者（研究開発代表者）**とします。

【留意事項】

- ・ AMEDは、採択課題の研究開発代表者が所属する研究機関等と委託研究開発契約を締結
- ・ 産学官共同研究企業は応募資格を有していません。

○ 研究開発体制（公募要領3.1、3.2.1等）

研究開発体制については、以下のいずれかの体制を構築する必要があります。

- 1) **研究開始時点で最低1社のスタートアップ企業と最低1機関のアカデミアが参画し**、委託研究開発機関を構成する。連携して研究開発を推進する**産学官共同研究企業に関して**は、**研究開始時は1社のみ**の参画も可能としますが、2年目までに研究開発を進めながら体制整備を行い、**3年目以降は必ず2社以上**の産学官共同研究企業が参画するコンソーシアム等を形成する。**【 ⇒ 研究開始から2年間は1年契約】**
- 2) **研究開始時点で1社以上のスタートアップ企業と1機関以上のアカデミア**からなる委託研究開発機関を構成する。さらに**2社以上の産学官共同研究企業が参画した**コンソーシアム等を形成する。**【 ⇒ 予算規模の条件も満たせば研究開始時から複数年契約】**

4. 代表機関等の定義

○ 代表機関等の定義（公募要領1.2.2(1)）

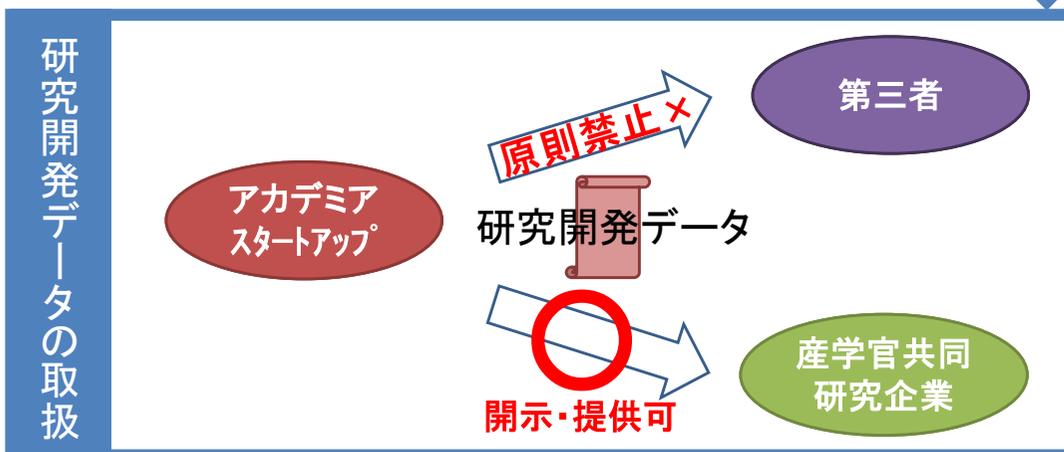
- (A)「代表機関」とは、研究開発代表者が所属する機関。原則として研究開発代表者の主たる研究場所となるものであり、AMEDとは直接、委託研究開発契約を締結。
- (B)「分担機関」とは、代表機関を除く、研究開発分担者が所属する機関。原則として研究開発分担者の主たる研究場所となるもので、代表機関と再委託研究開発契約を締結。
- (C)「研究開発代表者」とは、研究開発課題の責任を担う研究者（1名）。所属先は代表機関。
- (D)「研究開発分担者」とは、研究開発代表者と研究開発項目を分担して研究開発を実施し、当該項目の責任を担う研究者。代表機関又は分担機関のいずれかに所属。
- (F)「産学官共同研究企業」とは、コンソーシアム等に参加する形で研究開発および支援等に携わる、原則として日本の法人格を有する機関。一企業を幹事企業として選出。
- (G)「連携研究代表者」とは、産学官共同研究企業に所属し、本事業に参画する研究者の代表者1名。1機関につき1名の「連携研究代表者」が存在。幹事企業の「連携研究代表者」は、産学官共同研究企業全体の取りまとめ等を行い、研究開発代表者を補佐。
- (H)「委託研究開発機関」とは、直接AMEDと委託研究開発契約を締結する代表機関、及び代表機関と再委託研究開発契約を締結する分担機関の総称。アカデミアとスタートアップ企業のみが対象となり、両者とも一者以上参画していることが応募の条件。
- (I)「アカデミア」とは、公募要領「2.1 応募資格者」(1)で定める研究機関等のうち、「(G)スタートアップ企業」以外の機関。
- (J)「スタートアップ企業」とは、公募開始時点で、登記日より原則設立10年以内の企業。日本に登記されている中小企業に該当する法人で、かつ、みなし大企業には該当しない。（詳しい条件は公募要領参照）

5. 各機関の役割、データの取り扱い (公募要領1.2.2(2)、2.3.6)



- (1) 本研究開発により取得した**知的財産権**について、**産学官共同研究企業が円滑に実施するための措置**
- (2) 産学官共同研究企業が**個別又は複数社による研究開発等の実施のために求めるデータ**（本研究開発の実施により取得したものに限定）の**提供**
- (3) 産学官共同研究企業が**個別又は複数社による研究開発等を円滑に実施するための措置**

- (1) **産学連携リソース**として、AMEDから支援する研究開発費と同程度の研究開発費等の研究リソースを**代表機関及び分担機関へ提供し、共同研究を実施**
- (2) 本研究開発成果の**事業化に必要な特許権その他の知的財産権網及びデータ類の構築に向けた支援**
- (3) 本研究開発のために実施する代表機関、分担機関及び産学官共同研究企業の**連携のための取組への支援**
- (4) 本事業化のための**ビジネス的、技術的なアドバイスその他の支援**



※**研究開発データを第三者に開示・提供することは原則禁止**（予めAMEDの承諾を得た場合等に限り可能）
産学官共同研究企業には、**予めAMEDの承諾を得たものとして、研究開発データの開示・提供が可能**

6. 研究開発費の規模等

○ 研究開発費の規模等（公募要領3.1等）

公募研究開発課題	研究開発費の規模 (間接経費を含む研究期間全体の総額)	研究開発実施 予定期間	新規採択課題 予定数
スタートアップタイプ	<p>AMEDからの委託研究開発費は 1課題当たり1.9^{※1}～6億円 (1課題当たり総額の1/2以下^{※2})</p> <p>○ 産学連携リソースを含めた総額は 1課題当たり3.8～12億円^{※3}</p>	<p>研究開始 から最長5年間 令和6年3月 (予定) から 令和11年2月 (予定) まで</p>	0～26課題

※1 AMEDからの委託研究開発費の下限は1.9億円となりますが、その内訳は、研究開始から2年間で計4,000万円、3年目以降の最長3年間で計1.5億円となります。

※2 AMEDからの委託研究開発費が総額の1/2以下となるように、産学官共同研究企業は同額以上の産学連携リソースを委託研究開発機関に提供する必要があります。

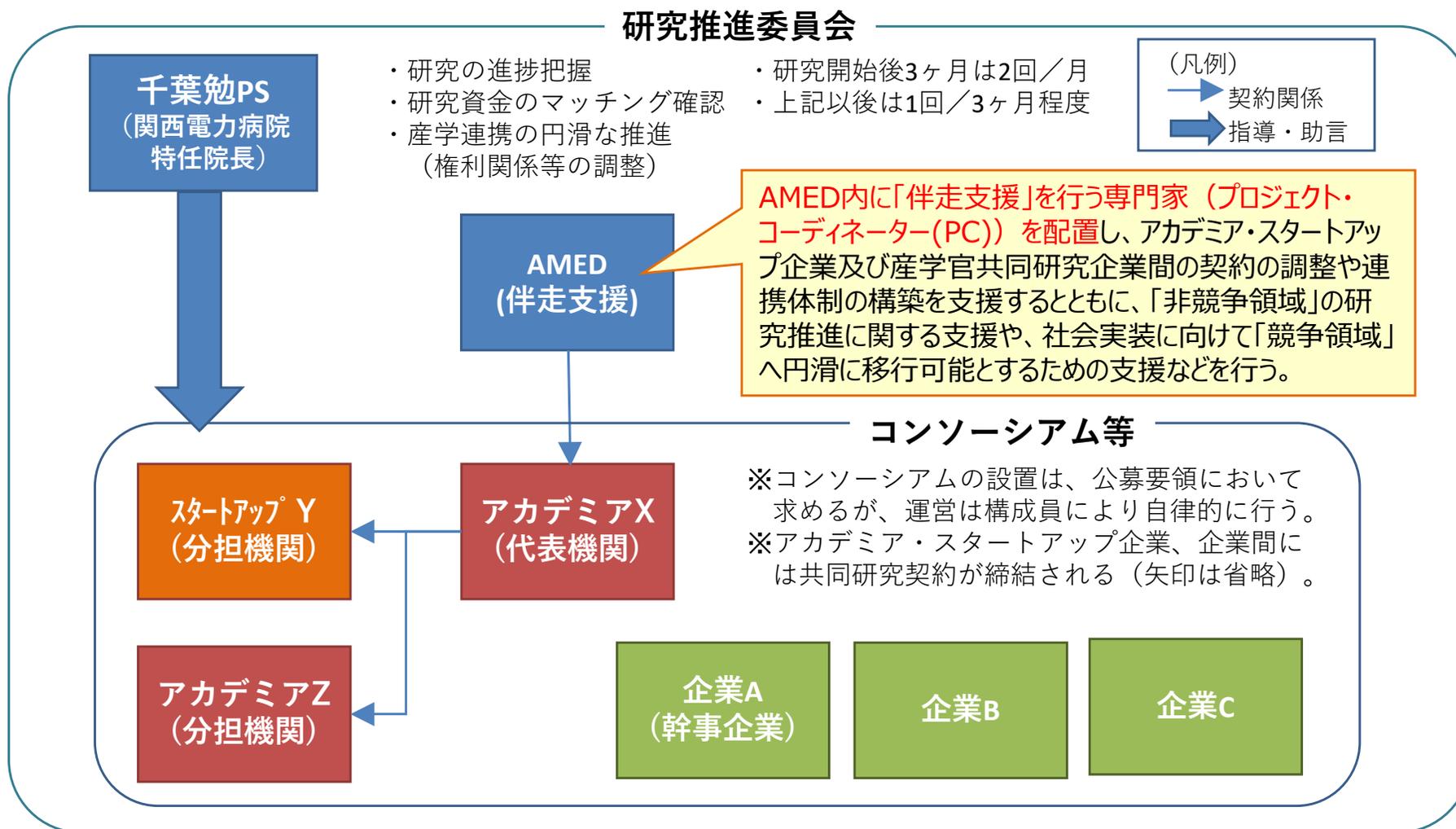
※3 AMEDからの委託研究開発費は上限が6億円となりますが、産学連携リソースには上限を設けていませんので、総額12億円を超える提案も可能です。

(注1) 研究開発費の規模は間接経費を含めた総額です。

(注2) AMEDからの委託研究開発費が1.9億円を下回る提案および6億円を超える提案がされている場合は、e-Radにて受理されません。

7. 伴走支援、研究の進捗確認

○ 伴走支援、研究の進捗確認（公募要領3.2.3、3.2.1(3)等）



※研究開発の進捗に関してはPS、PO及びPCが随時確認し、年度途中での研究開発計画の見直し等による契約変更や研究開発課題の中止を行うことがあります。また、中間評価の機会を設けることにより、研究開発の進捗状況、研究開始3年目以降の体制整備及び経費面の計画等について評価を行い、研究開発課題の継続、変更（加速・減速）、中止（早期終了）等を判断します。

8. 審査項目と観点（1）

○ 審査項目と観点（公募要領4.2.2）

本事業における課題の採択に当たっては、提案書類について以下の観点に基づいて審査します。研究開発課題の審査に当たっては、研究開発を遂行する上での分担機関の必要性和、分担機関における研究開発の遂行能力等も評価の対象となります。

(A) 事業趣旨等との整合性

- ・事業趣旨、目標等に合致しているか。
- ・単独のアカデミアや企業では取り組みにくい、医療上の必要性、緊要性が高い研究開発領域か。
- ・「非競争領域」の設定に関して、内容と範囲は妥当か。（その後の社会実装に向けて産学官共同研究企業が設定している「競争領域」は妥当か。）

(B) 科学的・技術的な意義及び優位性

- ・研究開発に関する現状能力（独自性や優位性）及びこれまでの研究開発実績は十分であるか。
- ・提案内容が独創性、新規性、革新性を有しているか。
- ・提案内容は医療分野の進展に資するものであるか。
- ・提案内容は新技術の創出に資するものであるか。
- ・社会的ニーズを踏まえた提案内容であるか。
- ・医療分野の研究開発に関する国の方針に合致する提案内容であるか。

(C) 計画の妥当性

- ・全体計画について、研究開発の最終的な目的、目的達成に向けた課題と対応及びスケジュールは明確であるか。
- ・年度ごとの計画について、目標達成に向けた基準を明確に記載し、課題と解決策を具体的に示した上で、実行可能性のある内容とスケジュールが提示されているか。
- ・計画されている研究費及び研究期間で、産学官共同研究企業又はスタートアップ企業が社会実装に向けた研究開発を開始可能とする水準の研究成果を得ることが見込まれるか。
- ・研究開始3年目以降の研究計画、研究体制、予算および競争領域・非競争領域の区別等について記載されているか。
- ・生命倫理、安全対策に対する法令等を遵守した計画となっているか。
- ・DMPは「委託研究開発契約書」及び「AMED研究データ利活用に係るガイドライン」に即しており、内容は妥当であるか。

9. 審査項目と観点（2）、委託研究開発契約の締結等

○ 審査項目と観点（公募要領4.2.2）【つづき】

(D) 実施体制

- ・委託研究開発機関、産学官共同研究企業を含めた適切な研究開発体制が組織され、明確な役割分担が提示されているか。
- ・委託研究開発機関と産学官共同研究企業における十分な連携体制が構築されているか。
- ・参画しているスタートアップ企業は、本事業の研究開発を実施するにあたり必要な能力および体制等を十分に有しているか。
- ・参画している産学官共同研究企業又はスタートアップ企業は、研究成果を社会実装につなげることを可能としているか。
- ・申請者等のエフォートは適切であるか。 ・不合理な重複もしくは過度の集中はないか。

(E) 所要経費

- ・経費の内訳、支出計画等は妥当であるか。 ・産学官共同研究企業から適切な産学連携リソースの提供を受けられるか。

(F) 事業で定める項目及び総合的に勘案すべき項目

- ・特許等、権利関係に関する調整を行うことができるか。

○ 委託研究開発契約の締結等（公募要領8.1.3等）

本公募で採択された場合、原則、AMEDと代表機関（アカデミア又はスタートアップ企業）が直接、委託研究開発契約を締結（分担機関は代表機関と再委託研究開発契約を締結）することとし、**研究開始から2年目までは、1年ごとに委託研究開発契約を締結**し、PS、PO及び伴走支援の専門家がきめ細やかな支援を行いつつ、研究開発の進捗状況の確認を随時行い、委託研究開発契約の継続、計画の見直し又は中止（早期終了）を判断。

ただし、**研究開始時に、複数の委託研究開発機関と複数の産学官共同研究企業が参画した「多対多」のコンソーシアム等が形成されていることに加え、総額※5億円以上の研究開発費を計画している場合においては、研究計画の内容を精査した上で研究開始時から複数年契約を締結。**

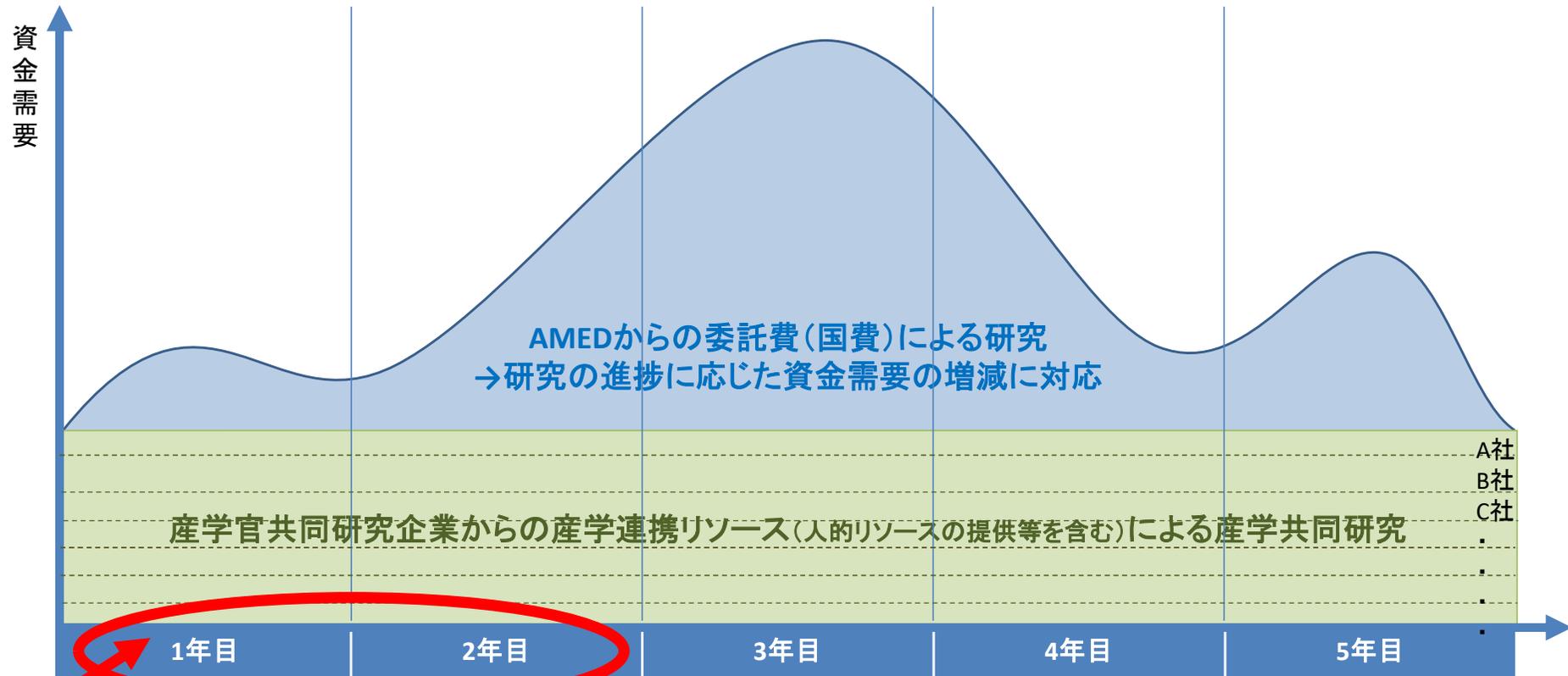
いずれの契約についても、研究開始2年目に研究開発課題の中間評価を実施し、**中間評価により継続が決まった研究開発課題については、研究開発期間の終了までの複数年契約を締結。**

AMEDからの委託費（国費）と産学官共同研究企業からの 産学連携リソースの導入イメージ（例）



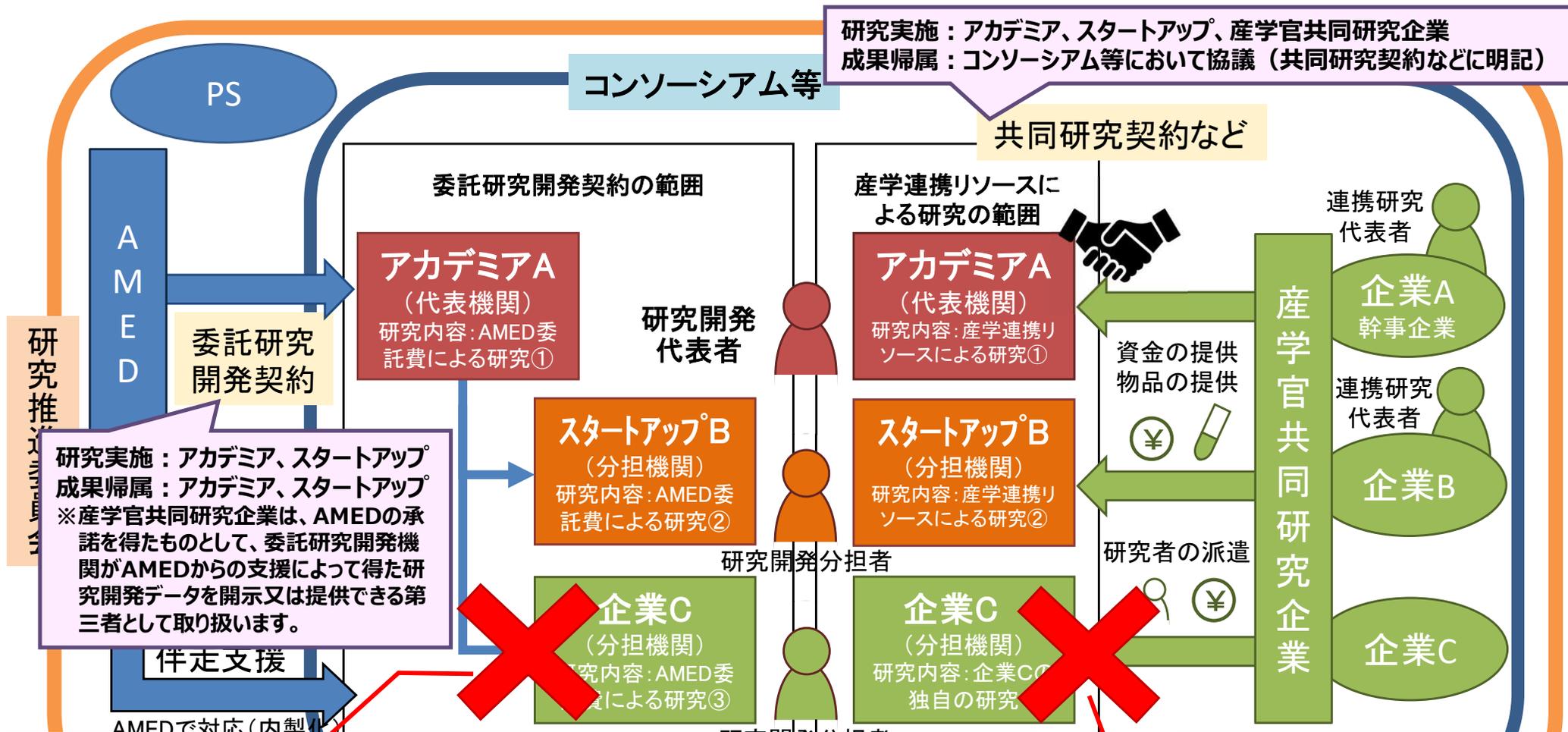
【資金導入に係る条件等】

- AMED委託費と産学連携リソースの研究内容等は契約上切り分けられており、相互流用は困難であり、また、資金導入と研究の内容、契約内容はリンク（例えば、産学連携リソースは産学官共同研究企業とアカデミア・スタートアップの共同研究契約によるもの）する。
- 産学連携リソースの総額は、AMED委託費の総額と同額以上にすることがある。
- 本図はあくまでも一例であり、民間資金が増減することは妨げていない。



産学官共同研究企業が1社のみでの体制で研究開発を開始する場合、又は研究開発費の総額が5億円未満の場合、研究開始から2年間は1年契約となるため、産学連携リソースの合計は1年毎にAMED委託費と同額以上としてください。 21

10. その他の留意事項



研究実施：アカデミア、スタートアップ
 成果帰属：アカデミア、スタートアップ
 ※産学官共同研究企業は、AMEDの承諾を得たものとして、委託研究開発機関がAMEDからの支援によって得た研究開発データを開示又は提供できる第三者として取り扱います。

AMEDとの委託研究開発契約の中で、産学官共同研究企業と再委託契約を締結することはできません。また、検査・分析などの外注等をして、AMEDからの委託費を産学官共同研究企業に支払うこともできません。この場合、企業Cが実施する外注等は、企業Cが提供する産学連携リソースとして整理してください。（企業Cに対して、AMEDからの委託費を支払うのであれば、企業Cは産学官共同研究企業から外してください。）

産学官共同研究企業の独自の研究は、共同研究にはあらず、産学連携リソースの提供には該当しません。

11. 公募期間・選考スケジュール

○ 公募期間・選考スケジュール等(公募要領4.1)

提案書類の受付期間・選考スケジュール	
提案書類受付期間	令和5年9月22日（金） ～ 令和5年11月7日（火）【正午】（厳守）
書面審査	令和5年11月上旬～令和5年12月上旬（予定）
ヒアリング審査	令和6年1月10日（水）、11日（木）（予定）
採択可否の通知	令和6年2月上旬（予定）
研究開発開始（契約締結等）	令和6年3月上旬（予定）

【留意事項】

- ・ 申請は、機関承認を得た上で、研究開発代表者が行ってください。
- ・ e-Radでの受付のため、システムメンテナンス等に留意の上、余裕を持って申請してください。
- ・ 全ての提案書類について、期限を過ぎた場合には一切受理できませんので注意してください。
- ・ 提出書類に不備がある場合は、不受理となる場合があります。
- ・ ヒアリング審査の対象者は、原則として研究開発代表者、委託研究開発機関に参画するスタートアップ企業の研究開発分担者及び幹事企業の連携研究代表者とします。なお、ヒアリング審査の日程は変更できません。

12. 応募に必要な提案書類

○ 応募に必要な提案書類(公募要領5.1.1、5.2)

No.	必須/任意	必要な提案書類	備考
1	必須	(様式1) 研究開発提案書	
2	必須	(様式2) 産学官共同研究企業の同意書	参画企業ごとに提出 3.2.2項、5.2項(1)参照
3	必須	(様式3) スタートアップ企業説明書※ ¹	5.2項(2)参照
4	必須	(様式4) 資金繰りチェックシート※ ¹	今後2年間分、5.2項(3)参照
5	必須	登記事項証明書(履歴事項証明書)※ ¹	5.2項(4)参照
6	必須	財務諸表※ ¹	過去3期分、5.2項(5)参照
7	該当する場合は必須	ヒト全ゲノムシーケンス解析プロトコル様式※ ²	第2章及び5.2項(6)参照
8	任意	PMDAの事前面談・対面助言の記録等※ ²	5.2項(7)参照
9	任意	臨床試験に関する資料等※ ²	5.2項(8)参照
10	任意	動物実験に関する自己点検・評価結果※ ²	5.2項(9)参照
11	該当する場合は必須	研究開発にかかるマネジメントに関する資料等※ ²	5.2項(10)参照
12	任意	その他添付資料	

※¹ 委託研究開発機関として参画するスタートアップ企業のみ

※² (様式1)研究開発提案書の最後部に添付し、1つのpdfファイルとして提出

公募に関するお願い

公募の締め切りに間に合わず、不受理になるケースが発生しています。そのため、公募締め切りの直前での応募は避けて、余裕を持ってご応募ください。

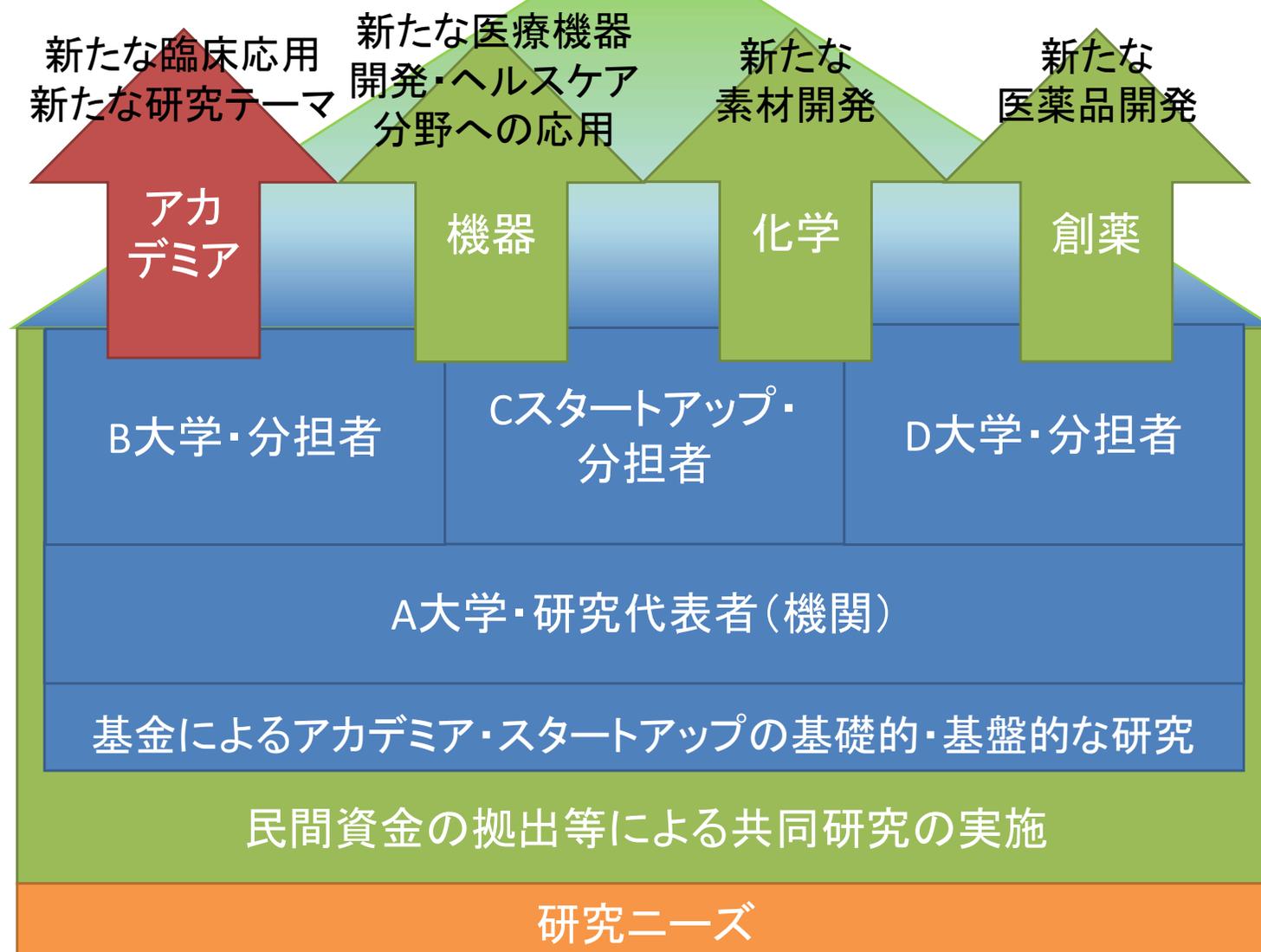
特に、e-Radの新規利用者は、研究機関／研究者の新規登録
手続も必要となります。

これらに要する日数も考慮の上、早めの対応をお願いします。

ご参考

非競争領域の研究イメージ

ニーズに対応できる機動的な成果の社会実装



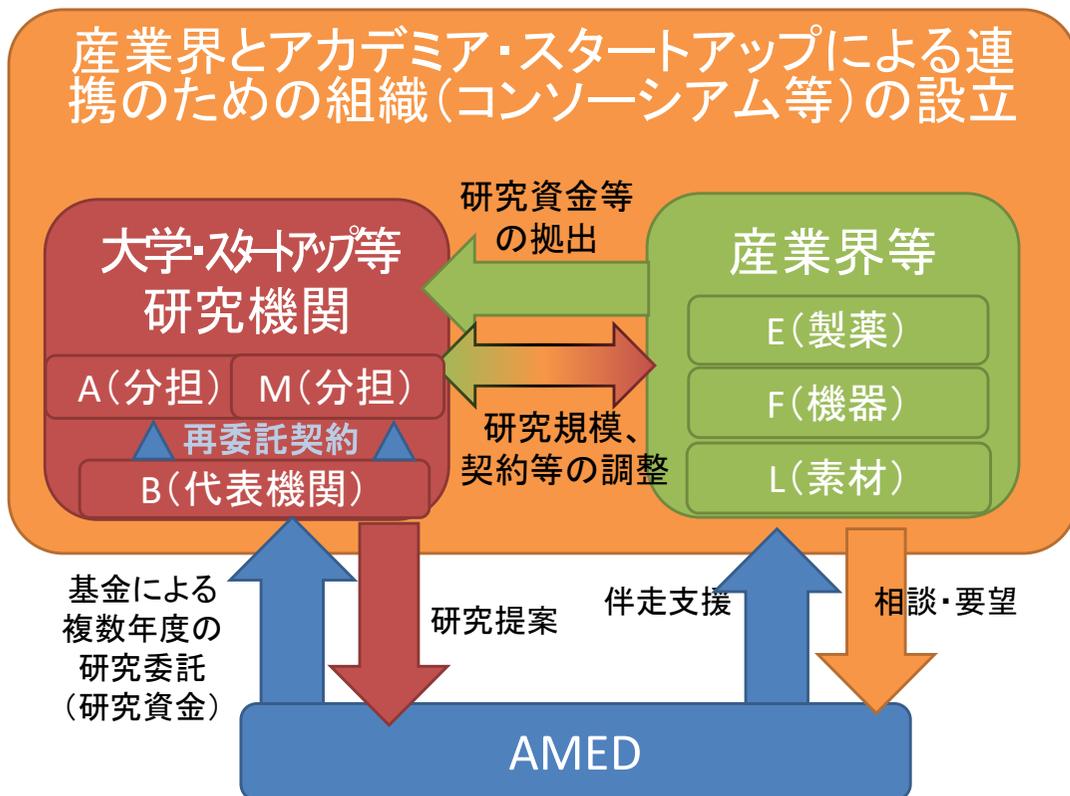
競争領域 (具体的な製品化、企業化が見込まれる成果は各個社の創意工夫により個別に基金外で実施)

- ・各個社のリスクによる社会実装
- ・1対1の共同研究等により実施
- ・個別の特許取得・実施等
- ・早期に競争領域へのステップアップ、確実な社会実装

非競争領域 (国の基金(青)と民間資金(緑)のマッチングによる非競争領域の研究)

- ・複数の民間企業等の資金による研究参画が可能
- ・成果は論文発表等により公知化
- ・成果を特許化する場合は、参画企業等に非差別的に実施許諾
- ・成果は、競争領域における個社の研究開発への足がかりとなる。

AMEDによる「伴走支援」について



自律的、効果的な産学連携のためには、連携のための組織（協議会等）が必要



【協議会等の課題】

- アカデミアと産業界の意識の差（学問上の価値と経済的な価値）を埋める困難さ
- 各企業、各業界の環境の違い（各企業等固有の事情）
- 刻々と変化する社会情勢への対応
- AMEDとの契約上、直接の課題運営はアカデミア側中心に行われる



アカデミア、産業界の「力」を最大限活かすため、AMEDが協議会等の組織に対して伴走支援を行う

「伴走支援」の内容

- ・産学官連携体制の整備（体制整備計画の立案、運営委員会の設立など）
- ・産学官連携体制の運営（会議運営、連携を円滑に進めるための助言など）
- ・産学官連携に対する助言（契約締結、専門的助言、有識者ヒアリングなど）



官が参加する意義 本基金における各ステークホルダー間の連携

一般的に、産学連携で支障となる以下の点について、各種支援が行われている。

- ・産学連携の支障となる座組作りの提供による連携の促進
- ・初期段階での研究支援による研究成果の社会実装の加速

本基金では、単独のアカデミア、スタートアップ、企業ではなく、複数のアカデミア・スタートアップと、複数の企業が参加する事業に官が参加することで、研究期間中のみならず研究前後でのマッチングや連携支援を通して、連携をより広く展開することが可能となる。

また、これらの連携に対して官からの委託費を支出することで、産学の連携以上に研究の規模が増強し、成果創出力が向上、研究成果をいち早く実用化につなげることができる。

